

# ホルムアルデヒド関連の規制・自主基準等

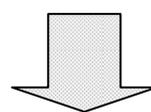
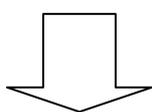
- 合板, 木質系フローリングは JAS (日本農林規格) で, MDF (中密度繊維板)・パーティクルボードは JIS によりホルムアルデヒド放散量による区分が規定されている。
- 内装や造り付け家具については建築基準法において、JAS 又は JIS による区分に基づくホルムアルデヒドを放散する建材の使用規制があるが、家具について規制はなく一団体の自主基準にとどまっている。

**合板・MDF**

JAS (合板) 又は JIS (MDF) に基づくホルムアルデヒド放散量による区分

種類	ホルムアルデヒド放散量	
	平均値	最大値
F☆☆☆☆等級	0.3 mg/L 以下	0.4 mg/L 以下
F☆☆☆等級	0.5 mg/L 以下	0.7 mg/L 以下
F☆☆等級	1.5 mg/L 以下	2.1 mg/L 以下
F☆等級 <sup>注1</sup>	5 mg/L 以下	7 mg/L 以下

注1：JIS (MDF) では、F☆についての区分はない



**内装・造り付け家具**

建築基準法のホルムアルデヒド対策

①内装仕上げの制限  
内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを放散する建材には、次のような制限が行われている。

JIS・JAS などの表示記号	内装仕上げの制限
F☆☆☆☆	制限なしに使える
F☆☆☆	使用面積が制限される
F☆☆	
表示なし等	使用禁止

②換気設備設置の義務付け  
ホルムアルデヒドを放散する建材を使用しない場合でも家具等からの放散があるため、原則として全ての建築物に機械換気設備の設置を義務付けている。

**家具**

- 室内環境配慮マーク (社団法人 日本家具産業振興会)

家具に使用される合板、繊維板、パーティクルボード及び接着剤は F☆☆☆又は F☆☆☆☆のもので、塗料はホルムアルデヒドを含まないものを対象に、室内環境配慮マークを添付している。  
(自主基準)